

提出内容

受付番号	202001160000962677
提出日時	2020年01月16日09時46分

案件番号	235100001
案件名	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」素案に関する御意見募集について
所管府省・部局名等	消費者庁消費者教育推進課 (03-3507-9149)
意見・情報受付開始日	2020年01月10日
意見・情報受付締切日	2020年02月01日

郵便番号	830-0207
住所	福岡県久留米市城島町城島689-2
氏名	任意団体「フードバンクくるめ」代表 浦川豊彦
連絡先電話番号	080-6118-5285
連絡先メールアドレス	t.urakawa@me.com

提出意見	<p>食品ロス削減推進法の成立と施行を歓迎します。私たち任意団体「フードバンクくるめ」は、貧困の実状と食品ロスを憂う有志によって2017年4月に設立されました。筑後地域と隣接する佐賀県東部に食品支援をしています。食品取扱い量は1年目3トン、2年目14トン、3年目の2019年度は20トンを超える勢いです。食品支援先団体数も40団体を超え、更に増えつつあります。社会福祉協議会への食品提供は3市、2町に及んでいます。</p> <p>当会は、フードバンクとしては例外的に150坪の大きな倉庫と事務所を使用しておりますが、これは代表である私個人が母の遺産を注ぎ込んで購入し無償提供しているものです。大きな倉庫は少人数で運営できること、大量の食品寄贈の受領に対応できることなどメリットが多く、フードバンク活動の核心的施設です。この不動産の購入に際し、購入費用のほか、不動産登記税17万円・不動産取得県税22万円、固定資産市民税11万円の税金分合計49万円を初年度に寄付金を充てて支払いました。当会は当初より持続性と社会的地位を得るために法人化をめざしていますが、毎年の固定資産税はもちろん、国税と県税分約40万円を再度支払わなければなりません。年間活動予算が100数十万円の当会で、更にこれらの税金を払うのは当面無理で法人化を棚上げにしています。これでは持続性を保障するための、フードバンクへの倉庫のような不可欠な不動産の寄付がためらわれたり、フードバンク団体が税金を払えないために引き受けできない事態も予想されます。毎年の固定資産市税は財政運営に重くのしかかっています。会員からも会費が税の支払いに充てられていることへの疑問の声が上がっています。社会福祉法人並みの不動産に関わる免税措置を是非お願い致します。</p> <p>地域に密着するフードバンク活動の多くは無償のボランティアと寄付それに補助金で成り立ちますが、活動資金、特に運営費に多くの補助金は使用できません。家賃を除いても、業務用冷凍庫などの電気代、電話ネット代、火災保険料など月々3～4万円の経費が必要です。現在当会では会員費と個人寄付で何とかやり繰りしておりますが、限界があります。社会福祉の新たな形態として、持続的なフードバンク活動を保障しようとするなら、それなりの継続的な公的財政支援制度が必要ではないでしょうか。</p> <p>我々の善意の行動で、物心の支援体制が持続的な形として、民間セーフティネットのフードバンクが地域社会に確実に定着することを願っております。</p>
------	--